

## 令和8年度 若宮町内会 会則・細則の一部変更について

### 1. ブロック長について

#### <変更前>

ブロック長は、ブロック内の班長への連絡、調整、回覧物、市政たより等の配布等を行う

#### <変更後>

ブロック長は、ブロック内の班長への連絡、調整、回覧物、市政たより等の配布等を行う  
尚総会前の理事会に出席し総会議案等に対し、意見を述べる事が出来る

### 2. 活動費について

#### <変更前>

理事が理事会に出席した時、日当として2,000円を支給する

副部長手当として年15,000円を支給する

#### <変更後>

理事・ブロック長が理事会に出席した時、日当として2,000円を支給する

副部長手当として年20,000円を支給する